

**さいたま市自治基本条例検討委員会  
第3回会議 議会・行政部会検討の記録**

日時	平成 22 年 10 月 4 日(月) 18:45~21:10
場所	大宮区役所南館第302会議室
参加者 ※敬称略	〔委員等〕 計 7 名 歌川 光一／高橋 直郁／中田 了介／湯浅 慶／渡邊 初江／染谷 義一／福島 康仁 (欠席者:遠藤 佳菜恵／東 一邦／三宅 雄彦) 〔事務局:さいたま市〕 計 3 名 企画調整課総合振興計画係主査 松尾 真介／総合振興計画係主査 島倉晋弥／企画調整課 企画係主任 清水慶久 〔地域総合計画研究所〕 計 1 名 森井緑朗 〔傍聴者〕 1 名
議題及び 公開又は 非公開の 別	(1) 自治基本条例について (各テーマの検討) <span style="float: right;">[公開]</span>
配付資料	次第
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

## 1. 広報について

### 【歌川副部長(広報チーム)から】

- ・ 広報チラシ第2号については、11月下旬の発行を目途に進める。
- ・ 第2号には、部会の取組等についても掲載したいと広報チームでは考えており、議会・行政部会の記事の作成をお願いしたい。
- ・ 300字~400字程度で分かりやすく、また写真も掲載したい。

### 【意見】

- ・ 広報チラシに部会の記事を掲載することは、市民に部会の存在を示す大切なことであり、賛成である。
- ・ 写真を掲載するのであれば、部会員同士の内輪的な活動写真より、例えば市長が市民と対話しているような写真の方がよいのではないか。
- ・ 300字でまとめることも、また、市民が読みやすい記事とすることも難しいことではあるが、とりあえず、部会長が原稿を作成することとし、掲載前には部会員が確認することとする。

## 2. 会議録について

### 【事務局から】

- ・ 皆さんから個人または二人で作業して提出いただいている検討シート（たたき台）の公表やその方法について、意見をいただきたい。
- ・ 個人作業に近いもので、また、たたき台として出していただいているので公表する、しないの意見はあると思うが、何らかの形で出していかないと、会議録を見る人からすれば、検討内容がよく分からなくなってしまう。
- ・ また、皆さんも忙しい中作業しているので、事前提出ができなかったりするなど、資料としてとりまとめることが難しい状況もある。

### 【意見】

- ・ 検討シート（たたき台）を掲載することは、市民が会議録を読んだときに分かりやすいという一方で、シートの内容はまだオーソライズされたものでなく、審議過程の内容を掲載することの不安がある。
- ・ 検討段階であり、不十分な内容を掲載することには抵抗がある。
- ・ 議論の発展過程で内容が変わっていくこともある。市民にそのプロセスを透明に見せることは、市民に条例を最終的に受け入れていただく上でも重要なことである。
- ・ 公開は原則だが、検討シート（たたき台）として公開するとすると、各委員の立場もある。一定の自己規制をしながら公開するのがよい。
- ・ 会議録として掲載する前に文言を注意しチェックすることとして、会議録の中に検討シート（たたき台）を掲載することとする。

## 3. 検討シート(たたき台)の発表・検討 《共通テーマ》

### (1)自治基本条例の目的

《たたき台》

#### 【条例案骨子】

(目的)

- ・ 市民が主体的に自治に責任を持って取り組み、多様な人々と協働し解決を図ることを明示する。
- ・ 議会、市長等執行機関の役割を示す。
- ・ 市政運営の基本的な事柄を定める。
- ・ もって、さいたま市の自治の確立を図ることを目的とする。

#### 【考え方・解説】

- ・ 平成12年4月の「地方分権一括法」以来、自治体は国と対等な地方政府として、自律的な行政システムが求められている。
- ・ 社会環境は大きく変化し、少子高齢化、生産年齢層の減少と被生産年齢層（\*）の増大、コミュニティで起こっている事への無関心層の増加等をどう乗り越えるか、課題山積である。  
（\*）「被生産年齢層」という用語は、人口論の諸文献で用いられているわけではない。
- ・ 一方、NPO、公益法人が積極的な公益活動を展開し、市民相互の助け合い、協働が進展しており、地域社会の身近な問題は市民自らの活動で解決を図ろうという機運が高まっている。
- ・ こうした中で、新しい自治は市民の主体性・責任をもって取り組むことが求められており、市民協力では解決できないもののみを自治体に対応するという考え方が出てきており、上述した社会環境の変化に基づく、それぞれ置かれた地域の実情に合わせた解決の仕組みの構築が求められる。自治体による一律の支援では、社会環境に適応出来なくなった。
- ・ さいたま市の自治基本条例は、「市民自治」「創意工夫を発揮できる、地域主権、地方分権に基づくさいたま市の強化」「それらを実行するシステムの確立」の宣言である。

## 【湯浅委員からの発表】

- ・（目的）の文案は、全体としては、市民が主体的に出来ることを積極的に進めるという趣旨について、また行政の役割や立場等も明記した。
- ・【考え方・解説】の文案は、「地方分権一括法」等、時代の要請からの流れについて明記した。

## 【検討】

- ・「多様な人々と協働し解決を図る」とあるが何を解決するのか不明であることから、“地域課題”の解決を図ることを明記したほうがよい。
- ・なぜ条例でなくてはいけないのか、例えば憲章でもいいのではという意見に対して、また条例にすることによってどれだけの効果があるのか、という問いに対して、（目的）もしくは【考え方・解説】の中に示すことが必要と思う。
- ・条例は議会の議決を得なければならない。自治基本条例は、市民が条例案をつくり、市長が責任をもって提案し、議会も責任をもって議論をして定められるものである。行政側で一方的につくって定めるのではなく、いろいろな手続きを経て定められるものである。そうした策定手続きからも、条例の正当性や実効性が高まるのではないか。また、例えば市長が交代したからといって簡単に変えられるものではない。
- ・今の世の中、色々なことを眼に見えるようにしていこうという動きがあり、法化現象というか自治の可視化という流れがある。地方分権の進展に伴い、自治体でやることが増えていく。その流れの中で条例をつくっていく、その中で最高法規性を持つ自治基本条例制定の動きが見られる。
- ・やることが増えると可視化とか形にしていくことにつながるのか。
- ・「やること」というよりも「できること」が増えている。
- ・「できること」が増えていく中で、市民の権利を守るという観点からもしっかり条例として定めていくという考え方もあると思う。
- ・たたき台には、時代の要請というものをしっかり書かれていてよいと思う。また、自治基本条例は、市民の望む市政の実現のために10年、20年と検証していくことができるものにする必要がある。都市宣言のように一方的に宣言するだけでなく、大きな時代の変遷の中で、市民にも市長にも議会にも努力義務を基本的に課すものだと思う。
- ・市長が変わっても行政はそれなりに動いているのが実態である。ここ10年くらいの間に市民自治とか、自主・自立が必要だと言われているのは、平成12年の地方分権一括法だけが理由ではなく、もっと根深いものがあるのではないか。時代の要請というよりも、もっと人の心の中にあるもの、“人間は人任せではいけないよ！”、“人として自立してなくてはいけないよ！”という時代になったのは、どこがどう変わったのか、もっと議論が必要ではないかとも思う。
- ・自治基本条例の（前文）に、人間としての自律・自立がまずあって、そのうえで住民自治、団体自治の必要性等を記述する考えもある。（前文）には、あわせて文化や歴史等のさいたま市らしさを記述することも必要である。
- ・国勢調査の調査員からの話を聞くと、調査を実施することが難しくなっているようだ。市民が市民を把握することが一層困難になりつつある大都市近郊都市の難しさを、さいたま市は

抱えている。そうした中で、もう一度、隣近所に“元気ですか”と声を掛け合い、市民が生き活きと助け合ってまちづくりを進めていくかが問われている。こうした大きな状況を良くしていくことを（目的）もしくは（前文）に記述する必要がある。

- ・ コミュニティ崩壊の恐れがあるのに、市民に自主的に活動しろとか自立しなさい等と言っても無理なことである。そうしたことから、さいたま市の自治基本条例はコミュニティに関することを中心にすることが大切であり、そうすることによって、“さいたま市らしさ”を打ち出せることとなる。例えば、「コミュニティ拡大宣言都市」を目指すことを（目的）に据えることも良いのではないか。
- ・ 「コミュニティ拡大宣言都市」はさいたま市らしさとして良い提案だが、（目的）に記述するのではなく「（2）さいたま市のめざすまちの姿」で記述するのが良い。
- ・ さいたま市で自治基本条例を策定する目的には、一つは、住民自治、住民主体についてであり、二つ目に団体自治の制度環境を整えるということがある。これらを踏まえて、三つ目に、合併後 10 年が経ち 120 万人都市としてコミュニティが弱まる中、もう一度コミュニティを強化・拡大していこうということがある。目的としてのこの三つはバラバラのものではない。また、自治基本条例が制定された当初は、人口の小さなコミュニティもそれなりにある小さな自治体が制定してきたこともあり、目的として、コミュニティを拡大しようと言うことは理に適ったことである。
- ・ 合併後 10 年でこれからのさいたま市を考えると、合併の弊害というのを見るべきではないかと思う。合併したからすべて最高、という訳ではない。120 万人都市になってコミュニティの弱まりがあるのではないか、そのために何か制度として必要ではないか。
- ・ 「コミュニティ拡大宣言都市」や条例の最高規範性については（前文）に記述することも考えられる。
- ・ 文案を修正し、再度提案したい。
- ・ （前文）については、現段階では何も決まったことはないので、個々のテーマの中で議論すべきことは整理しておくこととする。

## （2）さいたま市のめざすまちの姿

《たたき台》

### 【条例案骨子】

- ① 違いを違いとして尊重し合うまち  
経済的・社会的ステータス、国籍、性別、年齢、精神的弱者、身体的弱者
- ② 市民参加・共生で生きがいの持てるまち
- ③ 自然環境の保全が行き届いているまち
- ④ 議会・行政（それらからの情報を含む）が身近に感じられるまち

### 【考え方・解説】

- ・ さいたま市の総合振興計画「さいたま希望（ゆめ）のまちプラン」に、都市づくりの基本理念及び将来都市像が示されている。

『都市づくりの基本理念』

○市民と行政の協働 ○人と自然の尊重 ○未来への希望と責任

『将来都市像』

- 多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市
- 見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市
- 若い力の育つゆとりある生活文化都市

『将来都市像の実現に向けた施策展開の方向』

- 安らぎと潤いある環境を守り育てる
  - 子育てを応援し、だれもが健やかに安心して暮らせる
  - 一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む
  - 人と環境に配慮した質の高い基盤をつくる
  - 産業の活力を高め、躍動する都市づくりを進める
  - 安全を確保し、市民生活を支える
  - 理解を深め合い、多彩な交流を広げる
- ・ 次に、平成21年度さいたま市民意識調査報告書によると、在住者意識調査で、関心のある項目は、環境、健康・福祉、教育・文化・スポーツ、都市基盤・交通、産業・経済、安全・生活基盤であり、「交流・コミュニティ」は興味の対象としては、少数である。
  - ・ 以上を参照した結果それへの整合性と、現代社会が無視できない「国際性」を掲げた。

【湯浅委員からの発表】

- ・ 「さいたま市のめざすまちの姿」として4つの姿を掲げたが、これは、さいたま市総合振興計画にある都市づくりの理念や、市民意識調査報告書などを根拠としてまとめたものである。これらを参照しつつ、現代社会が無視できない「国際性」もめざすまちの姿として掲げた。

【検討】

- ・ 「違いを違いとして尊重し合うまち」は、人はお互いを認め合い、尊重するまちということとして人の人格や個性の違いを認め合おうということでは良いが、違いの要素として「経済的・社会的ステータス」とあることは如何なものか。これでは格差を容認することを連想させられるようにも思う。
- ・ 「経済的・社会的ステータス」という言葉の表記はしないこととするか、もしくは、協働についての記述のなかで表記する。
- ・ 市民意識調査で示された市民の関心ある項目については、【考え方・解説】で記述するのが良い。
- ・ 10年前に“さいたま市の魅力とは”、ということで調査したことがあった。その時の答えは「魅力がない」ということだった。それでは「魅力をつくろう！」となったが、切り口を見つけるのが難しかった。結局「もう一度住んでみたいまち」がめざすまちという意見でもあった。
- ・ “さいたま市らしさ”とは何かを明確に言える人はいない。従って、これからさいたま市はこういうまちをめざすという方向性を示すことがよい。
- ・ めざすまちの姿については、色々な立場、考えがあつてまとめることの難しさがある。
- ・ 「違いを違いとして尊重し合うまち」は、「②市民参加・共生で生きがいの持てるまち」の「共生」に含められるのではないか。
- ・ 「②市民参加・共生で生きがいの持てるまち」とあるが、「生きがい」も「共生」もそれぞれ大きなテーマであり、一つのめざすまちの姿として括るのはもったいない。例えば、「互いに認め合う共生のまち」という考えもある。
- ・ 「③自然環境の保全が行き届いているまち」とあるが、自然環境保全に関する条例（環境基本条例、みどりの条例）は既にあるので、こうしたまちの姿はその条例に委ねた方がよい。しかし一方、“緑や自然を重視するまちにする”と強く打ち出したいということであれば、この提案でもよい。このことは、他の福祉や教育等に係わるることについても同じことが言える。

- ・ 緑に関しては、さいたま市は東京都心と比べても緑が多く自然の宝庫であり、それを大事にしたい一方、都内は緑が多くさいたま市は少ないという認識を持っている人もいる。従って、めざすまちの姿を語る際に、比較としての議論ではなく、市民の想いを語る必要がある。「自然環境の保全が行き届いているまち」という考えは市民の緑への想いがこめられていて、表現としては良いと思う。
- ・ 市民意識調査は幅広い市民が答えている。市民が一番関心のある項目が環境であることから、自然は外せない。見沼の斜面林などは大切な自然であり、市民の想いをまちの姿として語ることは良い。
- ・ めざすまちの姿に市民の想いを込めることがさいたま市らしさのまちの姿になる。
- ・ 「環境」には、自然環境だけでなく福祉や住宅など色々な環境がある。さいたま市のめざすまちの姿として、「環境が整うまち」という考えもある。そうすると、自然環境保全も環境共生都市の概念もこの中に含まれる。市の総合振興計画に掲げている将来都市像の一つに「環境共生都市」があるが、現在の総合振興計画は目標年次を平成 32 年としており、自治基本条例はそれより先をめざしたまちの姿であることから、めざすまちの姿は大きく捉えることが大切で、そうした観点から「環境が整うまち」は良い。
- ・ 「さいたま市のめざすまちの姿」に、環境、コミュニティのことは入っているが、文化については入っているのだろうか。あるいは、他の視点からの大きなまちの姿は、何かないだろうか。
- ・ 最近の若者には、「東京が良い」という人は少なくなった。むしろ、地方で農業などをしながら地域の人との繋がりを大切に暮らしたい、と思う若者が多くなっている。そうした若者の心を捉える上で、地元で就職が出来る、地元で産業があるということが重要である。めざすまちの姿に「産業」を入れる提案もある。
- ・ 確かに産業も重要なまちの姿の視点であり、次々回の商工会議所青年部等との意見交換の中で聞いてみてもよいと思う。
- ・ 文案を修正し、再度提案したい。

### (3)自治の基本理念

《たたき台》

**【条例案骨子】**

(市民自治の原則)

- ・ 地域の身近な課題を市民自らの主体性と責任で取り組み解決を図る。
- ・ 多様な地域の人的資源、事業者との協働を図る。

(団体自治の原則)

- ・ 「地方分権」「地域主権」の全面的実現にさいたま市は邁進し、市民の意思を尊重した市政運営を図り、かつ多様な人材・事業者、機関と連携した市政運営の確立を図る。

**【考え方・解説】**

- ・ 目的の項に準ずる。運営の組織構築、システムの構築が必須である。

**【湯浅委員からの発表】**

- ・ 自治の基本理念として、市民自治の原則と団体自治の原則を掲げた。

**【検討】**

- ・ 「市民自治」とあるが、地方自治の本旨と言ったときには、法律学上は「住民自治」と「団体自治」という言葉を使う。ここで、「市民自治」を用いるのであれば、次のテーマかもし

れないが、定義づけをする必要があるように思う。

- ・ 市民と住民の定義づけを明確にする必要はある。他自治体（新潟市）の自治基本条例でも、市民自治という言葉を使っている例は見られる。
- ・ 「市民」といった場合は主体として参加する人、「住民」はただそこに住んでいる人といった区分けをする場合もある。
- ・ 次の「(4) 自治の担い手」からすると「市民」の方が適切な捉え方になる。また、市民自治という言い方が定着しているのであれば、言葉として「市民自治」を残して欲しい。
- ・ 両方に協働の概念が入っているが、法律学上の「住民自治」と「団体自治」の意味とズレが生じないか。
- ・ 「(市民自治の原則)」、「(住民自治の原則)」のタイトルにとらわれて整理が難しくなっている。別な表現を考え直す必要がある。
- ・ 理念の方向性は間違っていないと思うが、市民自治の原則、団体自治の原則のタイトルを再検討して文案を再提案する。

#### (4)自治の担い手(用語の定義など)

《たたき台》

##### 【条例案骨子】

- ・ 自治基本条例における「市民」とは
- ・ 自治基本条例における「市民自治」とは
- ・ 自治基本条例における「協働」とは

##### 【考え方・解説】

- ・ 誰のための自治基本条例であるか、また誰が街づくりの担い手であるのか、条例においては、「市民」という解釈、定義を明確に解説する必要がある。
- ・ 市民自ら「自治」を強く意識し、市民としての自覚を持って街づくりに参画することによって、市民主体の街づくりが推進されると考える。
- ・ 市民、市民団体、議会、市長、行政がともに協力し合い、さいたま市の未来ある街づくりを行っていく「協働」の意義を解説する必要がある。

##### 【中田委員からの発表】

- ・ 自治の担い手について提案する前に、市民とは、市民自治とは、協働とはという言葉の定義をする必要がある。
- ・ 担い手としての市民、自治意識を強くもった市民、市民・団体・議会・行政との協力・協働についての考え方を明記した。

##### 【検討】

- ・ 担い手となる市民や住民は、外国の人、在勤の人、在学の人など幅広く捉えて定義する方法と、定義は特にしないで、内容や状況に合わせた市民や住民の捉え方をする方法がある。
- ・ 定義付けをしっかりとっておけば、市民も住民も言葉として両方あってよい。状況によって使い分けるようにすれば良い。
- ・ 「住民」も「市民」も定義付けしないで、例えば「住民投票条例」や「市民活動及び協働の推進条例」で示されている定義の中の市民や住民に委ねるという考えもある。しかし、それでは自治基本条例の市民や住民が無色なものになってしまう。
- ・ ここに書かれてある内容は、テーマとしては、「自治の担い手」というよりは「用語の定義」の方が主になると思うので、テーマを「用語の定義（自治の担い手）」として、用語の定義

を考えつつ、その中で「市民」の定義と関係する「自治の担い手」について検討していくこととする。

- ・ 用語として、広い大きな概念として捉えられるように「街」は「まち」として統一する。

#### **4. 次回以降の進めかた**

- ・ 次回は、10月12日（火）開催とし、次々回に予定しているさいたま商工会議所青年部及び埼玉中央青年会議所と意見交換について検討し、それから今日の続きを議論することとする。

**閉会**